

平成30年度「北九州市子ども食堂開設支援事業補助金」募集要項

1 補助金の名称

北九州市子ども食堂開設支援事業補助金

2 事業概要

(1) 事業の目的

子どもの居場所づくりを推進するため、地域の中で子どもが安心して過ごせる場所を提供する団体等の支援をすることを目的とする。

(2) 補助対象となる事業

補助の対象となる事業は、主に食事や学習、交流の場などを提供することによって、子どもたちが気軽に立ち寄り、自由に過ごし、安全に活動できる居場所づくりを行う事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 北九州市内で実施されること。
- ② 食事の提供を行うこと。
- ③ 学習支援や子ども同士の遊び体験など、子どもの居場所づくり活動を行うこと。
- ④ 宗教または政治、営利を目的としないこと。
- ⑤ 開催頻度は、原則月1回以上であること。
- ⑥ 開設時間は、1回あたり3時間以上であること。
- ⑦ 開設時間においては、現場に常に責任者を配置すること。
- ⑧ 事業実施にあたり必要な体制が確保されていること。

※責任者のほか事業を補助できるスタッフを配置すること。

3 補助対象期間

当該年度の4月1日～平成31年3月31日

4 申請に係る資格要件

次の要件をすべて満たしている団体のみ申請を行うことができる。

- ① 定款・会則等の組織および運営に関する事項を定めたものがあること。
- ② 継続的に活動する意思があること。
- ③ 特定の政治的又は宗教活動を行う団体でないこと。
- ④ 活動内容が公序良俗に反しないこと。
- ⑤ 子ども食堂ネットワーク北九州に加入している（する予定である）こと。

※NPO法人・企業等の場合においては、上記に加え、次の⑥から⑦の要件をすべて満たすこと。

- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ⑦ 暴力団対策法第32条第1項の各号に該当する者でないこと。
- ⑧ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨ 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 留意事項

- (1) 新規開設をする団体が申請をする場合は、保健所と事前協議を行い、食品衛生管理に関する助言を受けておくこと。
- (2) 食事の提供にあたっては、食物アレルギーを持つ利用者に対する配慮を行うこと。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の安全確保を図ること。
- (4) 事業の実施にあたっては、近隣への配慮に努めること。
- (5) 個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること。

6 スケジュール

- (1) 公 募 開 始 日 平成30年8月 1日(水)
- (2) 申請書類提出締切日 平成31年2月15日(金) 午後5時まで
- (3) 交 付 決 定 日 平成31年3月 1日(金) まで随時

7 申請書類の配付

次の(1)、(2)のいずれかの方法による。

- (1) 北九州市ホームページからのダウンロード
※URL : <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11700158.html>
※「北九州市子ども食堂開設支援事業」で検索
- (2) 事務担当課(子ども家庭局子育て支援課)での配付

8 補助金

(1) 補助対象経費

事業に必要な経費のうち、北九州市子ども食堂開設等支援事業補助金交付要綱別表1および別表2に定めるものを補助対象経費とする。

(2) 上限額

- ①ハード面の補助金の額は補助対象経費の3分の2以下とし、「事業開始に要する経費」については20万円とし、原則として、初年度のみ申請を認める。
 - ②ソフト面の補助金の額は補助対象経費の3分の2以下とし、「事業に要する経費」については20万円とし、原則として3年まで申請を認める。
- ※なお、補助金については審査を経て予算の範囲内で助成を受けることができる。

9 提出書類

補助金の交付を希望する団体は、公募期間の間に、「北九州市子ども食堂開設支援事業補助金交付申請書」(様式第1号)に次の書類を添えて提出すること。

(1) 任意団体(ボランティア団体等)の場合

- ①事業計画書(様式第1号-2)
- ②事業収支計画書(様式第1号-3)
- ③実施団体の定款又は規約及び役員名簿(様式第1号-4)
※別添「グループ会則(例)」を参照のうえ作成すること。
※北九州市暴力団排除条例に基づき、補助金を交付しない等の排除措置を講じるため、警察への照会確認を行う。別添の「役員名簿」に氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別を記載し、関係書類と併せて提出すること。
※役員名簿に記載された個人情報については、警察への照会のみを使用し、その他の目的には使用しない。
- ④団体の収支決算書類、団体の活動内容を記載したパンフレット等
※既に活動している団体のみ提出すること。

(2) NPO法人・企業等の場合

前記9(1)①から⑤の書類に加え、次の書類を添えること。

ただし、北九州市の平成28・29年度競争入札参加資格登録業者名簿に登録されている事業者は提出不要。

⑥登記事項証明書

※法務局発行の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出すること。

⑦市税に係る徴収金に滞納がないことの証明

※北九州市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

⑧消費税及び地方消費税納税証明書

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

⑨事業計画書（様式第1号－2）の記載項目

1 運営団体について（団体名・代表者名等）

2 事業概要について（名称、開催場所等）

3 事業の詳細について

○基本的な考え方（事業の目的、対象者や活動内容、その効果等について記載）

○スタッフ（スタッフ人員の構成、確保策等について記載）

○広報（事業の広報手段等について記載）

○食材確保（食材の確保策等について記載）

○食事の内容（食事メニューの考え方等について記載）

○利用者負担（利用者負担の考え方について記載）

○居場所づくり（子どもの居場所づくりに資するプログラム等について記載）

○安全管理（食品衛生管理やアレルギー対応、利用者への安全確保策等について記載）

○その他の提案（事業の目的等を踏まえ、その他の提案事項があれば記載）

○事業の継続に関する考え方（資金・食材・人材の確保策、開催頻度の拡充など、継続運営を図る上での考え方等について記載）

10 申込期限

(1) 申込期限

申請開始日 ～ 2月15日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

事務担当課宛まで、郵送または持参すること。

〔持参の場合〕上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）に持参すること。

〔郵送の場合〕上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4事務担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

11 事務担当課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所11階

北九州市子ども家庭局こども家庭部子育て支援課（子ども食堂担当）

電話 093-582-2410 FAX 093-582-5145

E-MAIL kod-kosodate@city.kitakyushu.lg.jp

1 2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は補助金の申請を無効とする。

- (1) 申請者が前記 5 に定める申請に係る資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微なものを除く）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 事業計画の記載内容が法令違反など著しく不当な場合
- (7) 本件に関して 2 件以上の申請を行った場合

1 3 事業計画等の審査

補助金の申請書類を審査し、補助対象団体を選定する。

1 4 その他

- (1) 提出書類は選定結果に関わらず返却しない。ただし、不採択となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責任において処分するものとし、本件における審査以外の目的では使用しない。なお、提出書類や選定結果（不採択となった団体の名称、審査結果を含む）は北九州市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (3) 事業企画書に表明された内容に基づき審査を行うので、実現性が低いにもかかわらず提案することがないようにすること。補助金の交付が決定した後においても、提案内容が達成できないことが認められた場合には、交付決定を取り消す場合がある。それに伴う申請者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (4) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。